

北九州市小倉南区自治総連合会規約

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は、小倉南区自治総連合会と称し、事務所を小倉南区役所内に置く。

(目 的)

第 2 条 この会は、小倉南区内の校区自治連合会（以下「校区自治連合会」という。）相互の緊密な連携と親睦融和を図るとともに、区民の福祉増進に努め、区政の民主的運営及び発展に寄与することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 この会は、校区自治連合会（別表 1）をもって組織する。

(事 業)

第 4 条 この会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 校区自治連合会との連絡に関する事。
- (2) 校区自治連合会事業の指導推進に関する事。
- (3) 校区自治連合会と区の行政機関との緊密なる連絡調整に関する事。
- (4) 区民の福祉増進と区政の民主的運営及び発展に関する事。
- (5) 北九州市自治総連合会との連絡調整に関する事。
- (6) その他、この会の目的達成のために必要な事項に関する事。

(役 員)

第 5 条 この会に、次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 5 名 |
| (3) 会 計 | 1 名 |
| (4) 会 計 監 査 | 3 名 |

(役員を選出等)

第 6 条 会長、会計及び会計監査は、総会において、校区自治連合会会長の中から推薦または選挙の方法をもって選出する。

2 副会長は、総会において、別に定める地区（別表 2）ごとに、それぞれの地区の校区自治連合会会長の中から、1 名を推薦または選挙の方法をもって選出する。

- 3 選挙の方法をもって役員を選出する場合の投票は、各校区自治連合会 2 票とする。
- 4 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定するもの。以下「暴力団員」という。）であると認められる者、及び暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と密接な関係のある者は役員になることはできない。
- 5 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会の議決により、これを解任することができる。
 - （1）心身の故障のため、任務の遂行に堪えられないと認められるとき。
 - （2）暴力団員であると認められるとき。
 - （3）暴力団、又は暴力団員と密接な関係があると認められるとき。
 - （4）その他、役員としてふさわしくない行為があったとき。ふさわしくない行為は、別に定める。

（役員の任務）

第 7 条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、その選出母体である地区の代表として、その地区内の校区自治連合会の連絡調整を図るとともに、会長を補佐して、この会の運営にあたる。
- 3 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代理する。
- 4 会計は、この会の出納に関する一切の事務を処理する。
- 5 会計監査は、この会の会計事務を監査する。

（役員の任期及び補充）

第 8 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、3 期 6 年までとする。

- 2 役員は、改正年度 4 月 1 日をもって満 80 歳以下の者とする。
- 3 役員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了後も後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

（顧問）

第 9 条 この会に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、総会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な会務について会長の諮問に応える。

(会 議)

第 10 条 この会は、次の会議を開く。

- (1) 総 会
- (2) 校区会長会
- (3) 役 員 会

(総 会)

第 11 条 総会は、校区自治連合会の会長と副会長をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) この会の運営方針と事業の決定に関する事項
 - (2) この会の予算及び決算に関する事項
 - (3) この会の規約の改廃に関する事項
 - (4) その他、この会の必要と認める事項
- 2 定例総会は、毎年 1 回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。
- 3 構成員の 3 分の 1 以上の要求があるときは、会長は速やかに総会を招集しなければならない。
- 4 総会の議長は、出席者の互選により選出し、議長は議事を処理する。
- 5 会議は、構成員の過半数によって成立し、議事は出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(校区会長会)

第 12 条 校区会長会は、校区自治連合会長をもって構成し、次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会に付議する重要事項
 - (2) 総会の議決で委任された事項
 - (3) その他、会長が必要と認める事項
- 2 校区会長会は、会長が必要に応じ招集し、議事を審議する。
- 3 校区会長会は、必要があると認めるときは、特別委員会を設置し審議することができる。

(役 員 会)

第 13 条 役員会は、会長、副会長及び会計をもって構成し、次の事項を審議し決定する。

- (1) 校区会長会に付議する事項
- (2) 校区会長会の決定で委任された事項
- (3) 市、その他行政機関との連絡調整に関する事項
- (4) 会務の執行に関する事項
- (5) その他、会長が必要と認める事項

2 役員会は、会長が必要に応じ招集し、議事を審議する。

(経 費)

第 14 条 この会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会費は、校区自治連合会単位に均等割額と世帯割額により別に定める。
ただし、必要に応じ総会の議決を経て別に徴収することが出来る。

(会計年度)

第 15 条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(表彰、慶弔)

第 16 条 この会の表彰、慶弔に関しては別に定めるところによる。

(事 務 局)

第 17 条 この会の事務を処理するため、小倉南区役所内に事務局を設ける。

- 2 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事 務 局 長 1 名
- (2) 事務局次長 2 名
- (3) 事務局職員 若干名

- 3 職員は次の者を充てる。

- (1) 事務局長 コミュニティ支援課長
- (2) 事務局次長 コミュニティ支援課係長
- (3) 事務局職員 コミュニティ支援課職員及び会長が委嘱した者

- 4 会長は、小倉南区長の承認を得て、事務の一部を市職員に委嘱することができる。

(補 則)

第 18 条 この会で事務処理に必要な事項は、北九州市の条例を準用する。

付 則

この規約は、昭和49年 4月 1日 から施行する。
この規約は、昭和50年 4月 1日 から施行する。
この規約は、昭和51年 4月 1日 から施行する。
この規約は、昭和52年 4月 1日 から施行する。
この規約は、昭和55年 4月 1日 から施行する。
この規約は、昭和56年 4月 1日 から施行する。
この規約は、昭和59年 4月 1日 から施行する。
この規約は、平成 4年 4月 1日 から施行する。
この規約は、平成 7年 4月 1日 から施行する。
この規約は、平成13年 4月 1日 から施行する。
この規約は、平成20年 4月 1日 から施行する。
この規約は、平成20年 4月 1日に遡って施行する。
この規約は、平成25年 4月 1日 から施行する。
この規約は、平成26年10月 8日 から施行する。
この規約は、平成28年 4月 1日 から施行する。
この規約は、令和 5年 4月 1日 から施行する。
この規約は、令和 6年 4月 1日 から施行する。